



# 10月1日から旅券(パスポート)の 申請・交付業務を開始します

埼玉県からの権限移譲により、パスポートの申請窓口が県のパスポートセンターから松伏町役場になります。  
また、第2・第4日曜日(午前9時～午後1時)は、パスポートの受取りと併せて、住民票、戸籍、印鑑証明書の発行業務も行います。

- 申請できる方／松伏町にお住まいの方
- 申請場所／役場本庁舎1階 住民ほけん課窓口
- 受付時間

	曜日	時間	
申請	月～金曜日	午前9時～午後4時30分	祝日、年末年始(12/29～1/3)はお休みです。
受取	月～金曜日	午前9時～午後4時30分	
	日曜日(第2・第4のみ)	午前9時～午後1時	祝日の場合も受取りができます。

申請は、代理の方でもできますが、受取りは必ず本人がお越しください。

## ■申請に必要な書類

一般旅券発給申請書 1通	申請書は役場にあります。 10年用と5年用の2種類があります。
戸籍抄本又は謄本 1通 (6か月以内に発行されたもの)	有効旅券をお持ちの方で、氏名・本籍に変更がない方は省略できます。 同一戸籍内の方が同時に申請する場合、戸籍謄本は1通で申請できます。
写真 1枚 (6か月以内に撮影したもの)	申請書に貼らずにお持ちください。 写真は、下記以外にも細かい規定がありますので、ご注意ください。 ・申請者本人のみが正面を向いて撮影されたもの ・無帽・無背景・影がないもの  【不適当な写真の例】 カラーコンタクト、フレームの太い眼鏡、リボン、ヘアバンドなどを着用しているもの、髪が目にかかっているもの、平常の容姿と著しく異なり、本人確認上支障のあるものなど。 ※役場の敷地内には撮影設備がありませんので、あらかじめ写真をご用意ください。
本人確認の書類 原本をお持ちください (コピー不可)	【1点で良いもの】 運転免許証や写真付き住民基本台帳カードなど 【2点必要なもの】 健康保険証、介護保険証、年金手帳、印鑑証明書と実印、学生証など ※代理人が申請書を提出する場合は、申請者本人と代理人の分が必要です。
前回取得した旅券	有効、失効に関わらず必要です。

※写真の規定など詳しくは、埼玉県ホームページ(埼玉県パスポートセンター [検索](#))やパンフレット「旅券(パスポート)の申請案内」でご確認ください。

## ■手数料(受取時に必要です)

申請区分	手数料	内 訳	
		収入印紙	埼玉県収入証紙
10年有効旅券	16,000円	14,000円	2,000円
5年有効旅券(12歳以上)	11,000円	9,000円	2,000円
5年有効旅券(12歳未満)	6,000円	4,000円	2,000円
訂正	900円	700円	200円
増補	2,500円	2,000円	500円

※収入印紙は、郵便局などでお買い求めください。  
※埼玉県収入証紙は、役場会計室で平日のみ販売しています。

## ■申請から受取までの日数

申請区分	日 数	
新規・切替申請	申請日を含め、6日目以降	土・日曜日、祝日等は含みません。
訂正	申請日を含め、4日目以降	
増補	申請日を含め、4日目以降	